

女性研究者 介護支援セミナー

～どうする？ 私と介護～



文部科学省科学技術人材育成費補助事業
「女性研究者研究活動支援事業」（拠点型）

女性研究者 介護支援セミナー

～どうする？ 私と介護～

突然始まるかもしれない介護。いざという時のために今出来ることから準備したいものです。本セミナーでは、社会福祉士による介護への備えについての講演を行うとともに、研究（仕事）と介護の両立についてディスカッションをするワークショップを開催します。介護との関わり方について一緒に考えてみませんか。

日時
平成27年 **9月15日（火）**
13:30～15:05

場所
秋田大学 本道キャンパス
医学系研究棟3階 講義室3

【講師】
社団法人 日本社会福祉士会 権利擁護センター
ばあとな秋田 運営副委員長 伊藤 幹子 氏

【対象】
女性研究者支援コンソーシアムあきた
参加機関の女性研究者
※男性の参加も歓迎しております！

【主催】
女性研究者支援コンソーシアムあきた

お申込・お問合せ
女性研究者支援コンソーシアムあきた事務局
(秋田大学男女共同参画推進室coloconi内)
TEL:018-889-2260 FAX:018-889-3186

プログラム

- 13:30 開会挨拶
秋田大学学長補佐(男女共同参画担当)
渡部 育子
- 13:35 講師紹介
- 13:40 講演「介護に備えて！」
- 14:20 休憩
- 14:25 ワークショップ
「どうする？私と介護！」
ファシリテーター:
秋田大学医学系研究科
地域・老年看護学講座
講師 熊澤 由美子
- 15:05 終了

突然始まるかもしれない介護。いざという時のために今出来ることから準備したいものです。仕事と介護の両立について、介護との関わり方について一緒に考えてみませんか。

この報告書は、平成27年9月15日(火)に開催された「女性研究者介護支援セミナー～どうする？私と介護～」のイベントをもとに作成いたしました。





講師のご紹介

社団法人 日本社会福祉士会 権利擁護センター
ばあとなあ秋田 運営副委員長 **伊藤 幹子氏**

【プロフィール】

秋田大学教育文化学部卒業後、社会福祉法人 グリーンローズに勤務され、一旦退職。現在は、秋田大学医学部、第一学院専門カレッジの非常勤講師、秋田家庭裁判所 調停委員、法テラス秋田 情報提供員など幅広く活躍。



伊藤幹子さんにインタビューしました

❖ 活動内容を教えてください

権利擁護センターばあとなあ秋田は2004年にスタートしました。秋田県社会福祉士会会員の中で成年後見人養成研修を受け、登録された59名で構成されています。現在は成年後見人などとして60件近い件数を受任しております。

他に権利擁護などの相談、成年後見制度の研修会への講師派遣、支援者のための成年後見活用講座の開催、成年後見人養成研修などを通して、受け皿としての後見人を増やし、ニーズに応じられるよう活動の幅を広げていきたいと考えております。

❖ 介護との関わり方についてアドバイスをお願いします

看病や介護は、ご家族の気持ちの準備もないまま、多くは突然やってきます。離れて暮らすご家族にとってはすぐに駆けつけることができない状況もあり、不安と思います。ご家族がお元気な時から、ご近所やご親族、民生委員や地域包括支援センターなどと連絡を取って、緊急事態にはお手伝いをお願いできるような顔の見える関係を作っておくと、お互いに安心できるのではないのでしょうか。

その後ご家族だけで対応することが難しい場合は、相談機関などと連絡を取り合うことになっていきますが、ご家族でなければできないこともあります。近距離、遠距離に関わらずご自分たちの生活も成り立つように、バランスをとりながら、頑張りすぎないで対応していただければと思います。

成年後見制度とは？

高齢や障がいによる判断能力が不十分な方のために支援する人を選んで、選ばれた支援者（成年後見人等）が財産管理のみならず、その人が望む生活を支援する、判断能力が不十分な方の権利を守るための制度です。成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

法定後見制度

すでに判断能力がない、あるいは不十分な方が対象です。

本人の能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の三つの類型に分けられます。

● 後見	判断力が全くない方。買い物にも支援が必要。	支援する人	成年後見人
● 保佐	判断能力が著しく不十分な方。買い物はできるが、計画的な金銭管理は難しい。		保佐人
● 補助	判断能力が不十分な方。おおむね判断できるが、例えば、不動産の処分など重要な判断は補助してほしい。		補助人

成年後見人等に与えられる権限

代理権	本人のために、本人に代わって契約を行います。 例) 施設入所契約など
同意権 取消権	本人が行った、本人にとって不利益な契約を取り消すことができます。 例) 必要のないのに、訪問販売で買った高価な購入契約の取り消しなど。

※手術等の医療行為の同意や、施設入所等の身元保証人になる権限は与えられません。

任意後見制度

判断能力のある方が対象です。将来、判断能力が低下した時に備えて、あらかじめ自分で選んだ代理人(任意後見人)に、契約で定めておいた施設入所契約や財産管理など代理権を与える制度です。

《たとえば、このような時》

- 子どもに知的障がいがあります。親が亡くなった後の財産管理はどうすればいいのでしょうか？
- 精神科病院に入院しています。退院して一人暮らしをしたいのですが、アパートの契約やお金の管理が不安です。
- 認知症の父の本人名義の不動産を処分して、本人の医療・生活費に充てたいのですが。

このような時には、**成年後見制度**が利用できます

参照元：ぱあとなあ秋田「権利擁護相談 / 成年後見制度利用のお手伝い あなたらしく、安心して暮らすために」

女性研究者介護支援セミナー実施レポート

9月15日(火)13時30分より秋田大学本道キャンパス 医学系研究棟3階 講義室3において、「女性研究者介護支援セミナー～どうする？私と介護～」を開催しました。

当日は、社団法人日本社会福祉士会権利擁護センター・ぱあとなあ秋田運営副委員長の伊藤幹子氏を講師に迎え、「介護に備えて」と題し、成年後見制度を利用した方の事例をもとにご講演いただきました。

講演後には「どうする？私と介護」と題したワークショップを行い、参加者はグループに分かれ、講演の感想や自身の介護体験、将来介護

についてどうしていきたいかなどのお話し合いが和やかな雰囲気の中盛んに行われました。



女性研究者介護 支援セミナーを終えて

介護は突然始まるかもしれない。今から備えることは何であるのか。大事な人にも自分にもやがてやってくる身体の衰え、判断の衰え。今回は、判断の衰えに対して「成年後見制度」について事例を通してその内容を知る機会が得られた。この制度の利用状況では、県内の申し立ては100数件（平成26年末で全国184,640件）と関係者に十分に知られていないこと、**申し立ての半数は家族である**という実態を知ることができた。

遠方で親と離れて暮らし案ずるばかりの毎日であっても、あるいは近くに暮らしていても、制度をよく理解することは涵養のようだ。制度を利用するかしないか、**要は元気うちから家族で話し合う機会を設けること**。後半のワークショップでは、今まさに介護に直面している人からまだ遠い人まで温度差があったものの、講師が伝えたいことと今からできることは何か、それは一致していたように思う。**制度の存在を知りつつ、「今から大事な人と話し合う」**ことであることを痛感したセミナーだった。



女性研究者支援プロジェクト
運営委員会委員
秋田大学医学部保健学科

熊澤 由美子

女性研究者介護支援セミナーに参加して

長寿国日本にとっては誰もが「介護」という言葉を身近に感じているはずですが。私自身、身内に介護のお世話になっているものがおりますので、今後どう支援していくのがいいのか女性研究者の立場から考える場が提供されたことはありがたく思っています。セミナーでは専門の方から成年後見人制度について詳しくお話があり大変勉強になりました。成年後見人をしている身内がいることから後見人が抱える悩みや問題を身近に感じていたため、それに関して直接質問をすることができ、そしてアドバイスをいただくことができました。日常ではなかなか話す機会がない問題だけに、私にとっては大変意義深いセミナーとなりました。

ワークショップでは女性研究者のみなさんが身内の介護について真剣に考え、将来どう対応していくのかそれぞれの考えを聞く貴重な場となりました。もっと家族と将来について話し合う機会を持つと改めて思いました。

秋田県立大学 生物資源科学部

豊福 恭子氏

参加者の声

- 成年後見制度について具体的に知ることができてよかった。
- みなさんのケースもいろいろ聞いて近い将来に漠然と不安を抱えながらみんな仕事をしている事を実感しました。

